

事務連絡
平成27年3月12日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の一部訂正について

平成26年9月2日付け保医発0902第1号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」及び平成26年11月25日付け保医発1125第7号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」において、別紙のとおり一部記載に誤りがございましたので、訂正いたします。

◎平成26年9月2日付け保医発0902第1号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

正	
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) オルプロロクス静注用500、同1000、同2000及び同3000</p> <p>① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号。）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) オルプロロクス静注用500、同1000、同2000及び同3000</p> <p>① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第59号。）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p>

（下線部分が訂正部分）

◎平成26年11月25日付け保医発1125第7号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」

正	
<p>1 薬価基準の一部改正について</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬8品目、注射薬5品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。</p>	<p>1 薬価基準の一部改正について</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬8品目、注射薬7品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。</p>

（下線部分が訂正部分）